

平成29年度 北海道の人事行政運営状況

北海道の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	69	70	1	採用・退職による新陳代謝
	総務企画	2,191	2,187	△4	採用・退職による新陳代謝
	税務	707	701	△6	採用・退職による新陳代謝
	民生	1,147	1,165	18	採用・退職による新陳代謝
	衛生	1,800	1,785	△15	採用・退職による新陳代謝
	労働	361	354	△7	採用・退職による新陳代謝
	農林水産	3,693	3,692	△1	採用・退職による新陳代謝
	商工	450	453	3	採用・退職による新陳代謝
	土木	2,230	2,269	39	採用・退職による新陳代謝
	小計	12,648 (690)	12,676 (661)	28	
特部別門行政	教育	46,378	38,387	△7,991	県費負担教職員の政令指定都市への移譲等
	警察	11,940	11,962	22	
	小計	58,318 (315)	50,349 (305)	△7,969	
公会営計企部業門等	病院	834	856	22	採用・退職による新陳代謝
	下水道	11	13	2	採用・退職による新陳代謝
	その他	89	92	3	採用・退職による新陳代謝
	小計	934 (16)	961 (20)	27	
合計		71,900 (1,021)	63,986 (986)	△7,914	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 職員の採用及び退職等の状況（平成29年度）

【知事部局等】

(単位：人)

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	572	265	180	11	129	1	1	0	587
医療職	135	50	10	2	113	0	0	0	175
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	707	315 (41.3)	190 (25.0)	13 (1.7)	242 (31.7)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	762

【教育委員会】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	237	89	13	1	70	1	0	0	174
医療職	1	1	1	0	11	0	0	0	13
技能労務職	0	18	3	0	0	0	0	0	21
教育職	1,354	837	168	27	865	0	12	0	1,909
合計 (構成比)	1,592	945 (44.6)	185 (8.7)	28 (1.3)	946 (44.7)	1 (0.0)	12 (0.6)	0 (0.0)	2,117

【警察本部】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	58	27	2	0	33	0	0	0	62
医療職	3	0	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	545	192	36	6	201	0	1	0	436
合計 (構成比)	606	219 (44.0)	38 (7.6)	6 (1.2)	234 (47.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	498

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含めています。
 2 知事部局等に、教育委員会、道警本部以外の各種委員会分を含めています。
 3 再任用職員を含みません。

(3) 障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	平成28年度					平成29年度				
	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
知事部局	13,031人	350.5人	2.69%	0人	2.3%	12,271人	331.0人	2.70%	0人	2.3%
企業局	89人	2人	2.25%	0人	2.3%	92人	2人	2.17%	0人	2.3%
道立病院局						482.5人	5人	1.04%	6人	2.3%
道議会事務局	69人	2人	2.90%	0人	2.3%	71人	2人	2.82%	0人	2.3%
監査委員事務局	49.5人	1人	2.02%	0人	2.3%	49.5人	2人	4.04%	0人	2.3%
警察本部	1,428人	35人	2.45%	0人	2.3%	1,420.5人	35.5人	2.50%	0人	2.3%
教育委員会	30,295人	623人	2.06%	43人	2.2%	30,183人	637人	2.11%	27人	2.2%

- (注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。
 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となります。

2 人事評価

地方公務員法に基づき、各任命権者において、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価）を実施しておりますが、代表として知事部局の概要を掲載します。

(1) 実施方法

能力評価及び業績評価を「人事評価記録書」を用いて行いました。

人事評価	能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価（評価期間：10月1日～9月30日）
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を評価（評価期間：4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日）

なお、能力評価は評価項目ごとに、業績評価は業務目標ごとに、それぞれaからeまでの5段階で個別に評価したうえで、能力評価又は業績評価の結果をAからEまでの5段階で総括的に評価しました。

(2) 対象職員（被評価者）

人事評価は次の掲げる職員以外の一般職の職員を対象に実施しました。

- ①非常勤職員及び臨時職員
- ②他の団体等への派遣職員等人事評価の実施が困難である職員

(3) 評価者

別表のとおり対象職員の直近上位の管理職員を1次評価者とし、その上位の管理職員を2次評価者として行いました。

(4) 研修の実施

- ①新任主幹級職員に対して、評価能力向上のための「人事評価者研修」を実施しました。
- ②制度の周知を図るため、職場研修の必須項目として「人事評価研修」を実施しました。

(5) 評価結果の開示等

人事評価の結果は原則として、被評価者に開示を行うとともに、評価の根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとししました。

(6) 評価結果の活用

人事評価の結果は、勤勉手当の成績区分及び昇給区分の判定、昇任、分限処分の契機として活用しました。

(別表)

被評価者	1次評価者	2次評価者
本庁部長、(総合)振興局長	副知事	—
本庁部次長等	部長	副知事
本庁課長等	部次長等	部長
本庁主幹、主任技師等	課長等	部次長等
(総合)振興局副局長等	(総合)振興局長	副知事
(総合)振興局部長等	(総合)振興局副局長	(総合)振興局長
(総合)振興局課長等	(総合)振興局部長	(総合)振興局副局長
出先機関の長等（特に困難な出先の長級以上）	所管部長等	副知事
出先機関の次長、部長、副所長等（本庁課室長級以上）	出先機関の長又は部次長	所管部長等
出先機関の課長、出張所長等（総括普及指導員級以下）	出先機関の次長、部長、副所長等	出先機関の長又は部次長
本庁の職員（上記以外）	本庁主幹等	本庁課長等
(総合)振興局の職員（上記以外）	(総合)振興局課長等	(総合)振興局部長等
出先機関の職員（上記以外）	出先機関の管理職員	出先機関の長等

3 給与

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の人件費率
28年度	29.1.1 5,342,618 人	千円 2,425,589,640	千円 3,759,520	千円 642,251,186	% 26.5	% 26.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	62,537 人 (1,012 人)	千円 262,695,437 (1,734,251)	千円 57,347,951 (160,258)	千円 106,903,534 (353,601)	千円 426,946,922 (2,248,110)	千円 6,827 (2,221)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は補正後の予算に計上された額です。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	北海道			国		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	328,317 円	370,658 円	44.4 歳	330,531 円	410,719 円	43.6 歳
教育職（中・小）	370,922 円	403,224 円	43.7 歳	/		
教育職（高校）	378,697 円	409,611 円	44.9 歳			
警察職	312,759 円	355,610 円	38.1 歳	315,864 円	371,729 円	41.2 歳

- (注) 1 平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当、へき地手当、寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。
 2 教育職（中・小）及び教育職（高校）については、国に対応する給料表がありません。
 3 道においては、平成29年4月1日時点で管理職員の給料月額の3%～7%、管理職手当の8%～10%の独自縮減を実施しており、上記月額は縮減後の額です。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成29年4月1日）

北海道職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、都道府県の平均100.2に対して98.6となっています。

(5) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日）

区分	北海道		国	
	決定初任給	決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円	
	高校卒	146,100 円	146,100 円	
教育職 (中・小)	大学卒	199,500 円	/	
	高校卒	155,200 円		
教育職 (高校)	大学卒	199,500 円		
	高校卒	155,200 円		
警察職	大学卒	199,200 円	206,900 円	
	高校卒	168,400 円	168,400 円	

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	255,304 円	306,296 円	354,194 円
	高校卒	218,469 円	262,329 円	307,116 円
教育職(中・小)	大学卒	303,119 円	357,581 円	392,162 円
教育職(高 校)	大学卒	303,718 円	355,918 円	396,385 円
警 察 職	大学卒	275,156 円	335,416 円	379,643 円
	高校卒	250,858 円	291,619 円	341,312 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合における採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標 準 的 な 職 務 内 容		主事 技師	主事 技師	主任	本庁の主査 (総合)振興 局の係長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長 (総合)振興 局の出張所長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長
職 員 数		1,750 人	1,049 人	1,429 人	6,866 人	1,164 人	1,518 人
構 成 比		12.0 %	7.2 %	9.8 %	47.1 %	8.0 %	10.4 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	10.3 %	7.1 %	10.2 %	47.7 %	10.0 %	9.4 %
	5 年 前 の 構 成 比	4.3 %	4.9 %	17.0 %	42.7 %	15.8 %	10.4 %

区 分		7 級	8 級	9 級	10 級	計
標 準 的 な 職 務 内 容		本庁の課長 (総合)振興局 の部長 (総合)振興局 の室(次)長	本庁の課長 (総合)振興局 の部長	本庁の部次長 (総合)振興局 の部長	本庁の部長	
職 員 数		419 人	214 人	151 人	13 人	14,573 人
構 成 比		2.9 %	1.5 %	1.0 %	0.1 %	100 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	2.5 %	1.8 %	1.0 %	0.1 %	100 %
	5 年 前 の 構 成 比	2.0 %	1.9 %	0.9 %	0.1 %	100 %

(注) 1 北海道職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 昇給の状況（平成29年1月1日～）

昇給は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
本庁課長級以上	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	3号俸	2号俸	昇給しない
一般職員	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	4号俸	2号俸	昇給しない

※高齢層職員とは、4月1日現在で55歳を超えて在職する職員をいう。

(9) 職員手当の状況

区分	北海道	国								
期末手当	(29年度支給割合)				(29年度支給割合)					
勤勉手当	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当			
	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部		
	6月期	1.225月分 (0.65)月分	1.025月分 (0.55)月分	0.9月分 (0.425)月分	1.1月分 (0.525)月分	6月期	1.225月分 (0.65)月分	1.025月分 (0.55)月分	0.9月分 (0.425)月分	1.1月分 (0.525)月分
	12月期	1.375月分 (0.8)月分	1.175月分 (0.7)月分	0.9月分 (0.425)月分	1.1月分 (0.525)月分	12月期	1.375月分 (0.8)月分	1.175月分 (0.7)月分	0.9月分 (0.425)月分	1.1月分 (0.525)月分
計	2.60月分 (1.45)月分	2.20月分 (1.25)月分	1.8月分 (0.85)月分	2.2月分 (1.05)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	2.20月分 (1.25)月分	1.8月分 (0.85)月分	2.2月分 (1.05)月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%					
退職手当	(29年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職(2～30%加算) 退職時特別昇給 なし				(29年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職(2～45%加算) 退職時特別昇給 なし					

(注) 期末手当、勤勉手当の項中の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

地域手当 (平成29年 4月1日 現在)	支給対象地域	札幌市	東京都特別区	大阪府大阪市	愛知県名古屋市	医師
	支給率	3%	20%	16%	15%	16%
	支給対象職員数	13,282人	55人	2人	2人	156人
	国の制度(支給率)	3%	20%	16%	15%	16%

特殊勤務 手 当 (平成29年 4月支給 実績)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	36.7%
	支給職員1人当たり平均支給月額	14,800円
	手当の種類(手当数)	46種類
	代表的な手当の名称	医学研究調査手当、税務手当、職業訓練手当、 社会福祉業務手当、教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当、作業手当、夜間特殊業務手当

時 間 外 勤 務 手 当	支 給 実 績 (平 成 2 8 年 度 決 算)	8, 0 7 9, 2 9 3 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 2 8 年 度 決 算)	3 2 5 千円
	支 給 実 績 (平 成 2 7 年 度 決 算)	7, 7 6 8, 9 8 7 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 2 7 年 度 決 算)	2 9 8 千円

(平成29年4月1日現在)

区 分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 (月額：配偶者 10,000 円、扶養親族 1 人 6,500 円～ 13,000 円)	同	
住居手当	借家等に居住する職員又は単身赴任している職 員の配偶者等が借家等に居住している場合に支 給。 (月額 27,000 円以内)	同	
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を 使用している職員に支給。 (交通機関：月額 55,000 円以内 交通用具：月額 31,600 円以内)	異	交通用具使用者に係る通勤手当額 について、5km 以上 10km 未満の 区分 【道】 4,600 円 【国】 4,200 円

(10) 給与独自縮減の状況

道では厳しい財政状況にかんがみ、平成 11 年より独自縮減措置を実施しており、平成 28 年度以降は次のとおり給
与を縮減して支給しています。

項 目	縮 減 の 内 容	
給 料 月 額	区分	H28 ～ H29
	課長相当職以上	▲ 7 %
	主幹相当職	▲ 3 %
管 理 職 手 当	区分	H28 ～ H29
	課長相当職以上	▲ 10 %
	主幹相当職	▲ 8 %

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

① 1日の勤務時間

一般の職員	教育職員	警察職員
7時間45分	7時間45分	7時間45分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間
8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

【知事部局】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	133,178日	11,870人	11.2日

【教育委員会】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	203,187日	14,544人	14.0日

【警察本部】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	121,790日	11,092人	11.0日

(注) 全対象職員数とは、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの全期間に在職した一般職員（教育委員会においては、市町村立学校等に勤務する道費負担の職員を除く）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇等の状況

（平成29年4月1日現在）

種 類		付与日数
1	公民権行使休暇	必要と認められる期間
2	官公署出頭休暇	必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	結婚休暇	5日以内
6	妊娠障害休暇	14日以内
7	産前休暇	産前8週間から必要期間
8	産後休暇	産後8週間
9	育児休暇	1日2回合わせて2時間以内
10	生理休暇	1回につき3日以内
11	配偶者出産休暇	3日以内
12	育児参加休暇	5日以内
13	子の看護休暇	5日以内（子が2人の場合は10日以内、3人以上の場合は15日以内）
14	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
15	忌引休暇	1～7日以内
16	法要祭日休暇	1日以内
17	夏季休暇	7～9月で3日以内
18	リフレッシュ休暇	勤続30年 3日以内 勤続20年 2日以内
19	住居滅失休暇	7日以内
20	災害事故休暇	必要と認められる期間
21	災害時退勤休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況（平成29年度中）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男性職員	43	43	5	25	8	4	0	1	0	0
女性職員	51	51	7	31	9	3	0	1	0	0
計	94	94	12	56	17	7	0	2	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	43	26	16	1
女性職員	51	36	12	3
計	94	62	28	4

	承 認 期 間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	43	15	2	2	5	1	18
女性職員	51	22	6	2	4	1	16
計	94	37	8	4	9	2	34

5 休業

(1) 育児休業等の利用状況（平成29年度）

① 育児休業及び育児のための部分休業並びに育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成29年度中に新たに育児休業等が取得可能となつた職員 (育児休業等 対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児短 時間勤務 取得者数	
男性職員	18	3	2	1, 222	10	2	1
	4	1	0				
女性職員	527	76	18	551	476	19	10
	755	90	16				
計	545	79	20	1, 773	486	21	11
	759	91	16				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成29年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が平成28年度以前から29年度にかけて引き続けている者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務」欄の上段の平成29年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数には「平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」と「平成28年度以前に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）が取得可能となったが、平成29年度に新規に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」の両方が含まれますので、「平成29年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではありません。また下回ることもありません。

② 育児休業及び部分休業並びに育児短時間勤務の承認期間（平成29年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育 児 休 業 承 認 期 間						合 計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え2 年6月以下	2年6月超 え	
男性職員	9	7	1	1	0	0	18
女性職員	26	120	94	80	64	143	527
計	35	127	95	81	64	143	545

(イ) 部分休業承認期間

	部 分 休 業 承 認 期 間						合 計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	3	0	0	0	0	0	3
女性職員	64	9	2	1	0	0	76
計	67	9	2	1	0	0	79

	1日の部分休業取得期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合 計
男性職員	0	3	0	0	3
女性職員	10	39	8	19	76
計	10	42	8	19	79

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育 児 短 時 間 勤 務 承 認 期 間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合 計
男性職員	1	0	0	1	2
女性職員	2	0	1	15	18
計	3	0	1	16	20

(2) 自己啓発等休業の利用状況（平成29年度）

① 自己啓発等休業の取得者数（単位：人）

	自己啓発等休業 取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	3	2	1
	0	0	0
女性職員	5	3	2
	2	1	1
計	8	5	3
	2	1	1

(注) 1 「自己啓発等休業取得者数」、「大学等課程の履修」及び「国際貢献活動」欄の上段には平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段には自己啓発休業の期間が平成28年度以前から29年度にかけて引き続いている者の数です。

② 自己啓発等休業の承認期間（平成29年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）

（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	2	1	3
女性職員	0	2	3	5
計	0	4	4	8

(3) 配偶者同行休業の利用状況（平成29年度）

① 配偶者同行休業の取得者数（単位：人）

	配偶者同行休業 取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での 勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	0
女性職員	3	3	0	0	0
	0	0	0	0	0
計	3	3	0	0	0
	1	1	0	0	0

(注) 1 「配偶者同行休業取得者数」、「外国での勤務」、「事業経営その他個人が業として行う活動」、「外国の大学における修学」及び「その他」欄の上段には平成29年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段には配偶者同行休業の期間が平成28年度以前から29年度にかけて引き続いている者の数です。

② 配偶者同行休業の承認期間（平成29年度中に新たに自己啓発休業を取得した職員について）

（単位：人）

	自己啓発休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	3	0	3
計	0	3	0	3

(4) 修学部分休業の利用状況（平成29年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	修学部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	1 ----- 0
計	1 ----- 0

(注) 1 「修学部分休業取得者数」の上段には平成29年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には修学部分休業の期間が平成28年度以前から29年度にかけて引き続いている者の数です。

② 修学部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成29年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	0	1
計	0	1	0	0	1

(5) 高齢者部分休業の利用状況（平成29年度）

① 高齢者部分休業の取得者数（単位：人）

	高齢者部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	0 ----- 0
計	0 ----- 0

(注) 1 「高齢者部分休業取得者数」の上段には平成29年度中に新たに高齢者部分休業取得した者、下段には高齢者部分休業の期間が平成28年度以前から29年度にかけて引き続いている者の数です。

② 高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成29年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒（平成29年度）

(1) 分限処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	1	1,130	0	1,131
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	2	0	2
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	2	1,132	0	1,134
法第28条第4項により失職した者					1

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 平成29年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	2	1	1	1	5
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	12	6	0	0	18
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	55	39	17	12	123
合 計	69	46	18	13	146

7 服務規律の遵守に関する取組（平成29年度）

任命権者	取組	その内容	周知方法等
全任命権者	公務員倫理	倫理条例等の周知徹底及び倫理感の保持かん養等	職員向け情報サイトを通じた情報提供 公務員倫理研修の実施等
全任命権者	綱紀保持等	綱紀の厳正な保持の周知徹底	通達の施行等

8 職員の退職管理

本庁課長級以上の職にあった職員が、退職後2年間のうちに再就職した場合には、北海道職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、道への届出を義務付けており、届出のあった再就職の状況については、次のとおりです。

再就職の状況（平成29年度）

再就職先	知事部局	教育委員会	警察本部
要綱適用団体	9	0	0
民間企業	33	4	24
その他法人等	42	35	10

- (注) 1 要綱適用団体～ 「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」で定める、次のいずれかに該当する団体に再就職した者
- ①基本財産、資本金等に占める道の出捐金又は出資金の割合が25%以上
ただし、道からの補助金等がない団体にあつては、50%以上である団体
 - ②道の交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体
- 2 民間企業～ 株式会社、有限会社等の民間企業に再就職した者
- 3 その他法人～ 上記以外の法人、団体等へ再就職した者

9 研修の実施状況（平成29年度）

ア 知事部局等

研修区分	任命権者	研修名等	修了者数等	
自己啓発	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	自主研究グループ 通信教育	16グループ 35人	
職場研修	知事部局、企業局、道立病院局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	公務員倫理研修 道政課題等研修 等	1,818回	
職場外研修	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	階層別研修 （新採用職員研修Ⅰ等） 能力開発研修 （コミュニケーション力向上研修 政策科学研修 等） 各部研修 （新任税務職員研修 等） 委託研修（自治大学校 等）	2,912人 1,254人 741人 32人	
		監査委員事務局	自治体監査職員事務講習会 等	16人
		労働委員会事務局	専門研修 等	9人

イ 教育委員会

研修区分		研修名等	修了者数等
職場研修	学校職員以外の職員、学校職員	公務員倫理研修、教育行政課題研修 等	373回
職場外研修	学校職員	基本研修 （初任段階教員研修、10年経験者研修 等） 専門研修 （教育課程研究協議会、生徒指導研究協議会 等） 課題研修 （学校経営・学校運営研修講座 等） 派遣研修 （教員長期研修派遣（大学院研修派遣） 等） 行政職員研修 （新採用職員等研修、新任事務長研修 等）	3,996人 6,535人 713人 44人 756人
		学校職員以外の職員	新任指導主事研修、新任社会教育主事研修 等

ウ 警察本部

研修区分	研修名等	修了者数等
自己啓発	教育図書のおすすめ、紹介(全所属に配布)	全所属配布
職場研修	教養セミナー	2回
職場外研修	採用時教養研修 (初任科研修 等)	977人
	各級昇任時教養研修 (警部補任用科(管区担当)研修 等)	662人
	部門別任用時教養研修 (生活安全任用科研修 等)	186人
	専科教養研修 (各部門別に実施)	1,207人
	委託教養研修 (警ら用無線自動車運転技能訓練 等)	45人
	その他研修 (警視昇任時研修 等)	291人

10 福祉及び利益の保護 (平成29年度)

(1) 職員の福利厚生の実施状況

任命権者	項目	事業名	事業概要
知事部局	職員福利厚生・健康管理等	福利事業	各種福利厚生施設の維持管理
		職員福利厚生事務	健康・法律・退職等の相談業務やライフプランの支援等、職員の福利厚生を促進するための事業
		安全衛生管理事業	快適な職場環境を形成し、職員の健康の保持増進を図るための職場環境測定を実施
		職員健康診断事業	全職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育、保健指導等の実施
	職員公宅	共済資金住宅年賦金	地方職員共済組合が建設した職員公宅の賃借料及び購入年賦金の支払い
職員公宅維持管理事業		職員公宅の小破修繕、長寿命化を図る大型改修工事及び法令に基づき各種保守点検等並びに職員公宅の一時的な不足を補うための民間住宅の借り上げ	
教育委員会	福利厚生	公立学校教職員等退職準備事業	教職員等の生涯生活設計に関する自助努力を支援することにより、意欲の向上や勤務能率の増進を図る
	健康管理	職員健康診断事業	事務局及び道立学校職員を対象とした定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等を実施し、職員の健康の保持増進を図る
		職員健康管理事業	事務局及び道立学校職員を対象とした職員の健康管理充実のためにメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備等を図る
警察本部	福利厚生	生涯生活設計事業	職員が在職中はもとより退職後においても豊かで充実した人生を送るため、各世代におけるライフステージに応じた生涯生活設計を確立できるよう、自己啓発等を推進
	健康管理	職員健康診断事業	職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育及び保健指導等の実施

(2) 公務災害等の状況

(単位：人)

	区分	平成28年度 認定件数	平成29年度 認定件数	平成28年度 からの増減
知事部局等	公務災害	49	65	+16
	通勤災害	15	30	+15
	合計	64	95	+31
教育委員会	公務災害	411	355	△56
	通勤災害	42	40	△2
	合計	453	395	△58
警察本部	公務災害	326	269	△57
	通勤災害	13	10	△3
	合計	339	279	△60

平成29年度 人事委員会の業務状況

1 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	楯田 信知	非常勤	平成27年4月1日	平成31年8月28日
委員	大西 有二	非常勤	平成26年10月30日	平成30年10月29日
委員	木下 尊氏	非常勤	平成29年4月1日	平成29年10月28日

(2) 委員会開催状況

回	開催年月日	附議案件項目
1	平成29年4月3日	【協議事項】 1 委員長職務代理者の指定について
2	平成29年4月21日	【協議事項】 1 職員団体解散届の取扱いについて 2 地域手当に関する規則第2条第2項の規定に基づく部局の指定について 3 船員等の旅費の支給に関する規則の一部改正について 【報告事項】 1 平成28年度苦情相談の処理状況について 2 平成29年度北海道行政職員採用試験（一般行政A（第1回）等）の申込状況について 3 平成29年職種別民間給与実態調査の概要について
3	平成29年5月12日	【協議事項】 1 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について
4	平成29年6月9日	【協議事項】 1 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査について 【報告事項】 1 平成29年度北海道行政職員採用試験（警察行政A・技術系A区分）の申込状況について
5	平成29年6月20日	【協議事項】 1 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について
6	平成29年7月25日	【報告事項】 1 平成29年度北海道行政職員等採用試験（一般行政C等）の申込状況について 2 平成29年職種別民間給与実態調査の結果について
7	平成29年8月3日	【協議事項】 1 平成29年度北海道行政職員採用試験最終合格者（一般行政A（第1回）等）の決定及び採用候補者名簿の確定について
8	平成29年8月21日	【協議事項】 1 研修又は表彰による昇給についての一部改正について 【報告事項】 1 平成29年人事院勧告・報告の概要について
9	平成29年9月8日	【協議事項】 1 不利益処分についての審査請求の取扱いについて 2 贈与等報告書の審査について
10	平成29年9月13日	【協議事項】 1 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 【報告事項】 1 平成29年度北海道行政職員等採用試験（A区分及びB区分）の申込状況について
11	平成29年9月28日	【協議事項】 1 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について 2 不利益処分についての審査請求の取扱いについて 3 平成29年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
12	平成29年10月31日	【協議事項】 1 平成29年度北海道行政職員採用試験（技術系B区分）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
13	平成29年11月13日	【協議事項】 1 平成29年度北海道行政職員等採用試験（警察行政A（第2回）等）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
14	平成29年11月27日	【協議事項】 1 平成26年（不）第4号事案裁決に係る再審査請求について 2 平成29年度北海道行政職員等採用試験（事務系B区分）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

15	平成29年11月29日	【協議事項】 1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について 2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案等に係る意見について 3 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について
16	平成29年12月8日	【協議事項】 1 贈与等報告書の審査について 2 平成29年度北海道行政職員等採用試験（一般行政A（第2回）等）最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 3 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部改正について 4 旅費条例の運用方針についての一部改正について
17	平成29年12月14日	【協議事項】 1 給与改定に係る人事委員会規則の一部改正等について
18	平成29年12月22日	【協議事項】 1 級別職務分類区分の一部改正について
19	平成30年1月19日	【協議事項】 1 平成30年度北海道職員等採用試験における試験内容の変更について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
20	平成30年2月22日	【協議事項】 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案中第1条に係る意見について 2 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について 3 平成30年度北海道行政職員等採用試験実施計画について 4 一般職の任期付職員の採用に係る承認について 5 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について 6 北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に係る意見について
21	平成30年3月14日	【協議事項】 1 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について
22	平成29年3月15日	【協議事項】 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 新たな職の設置に伴う人事委員会規則の一部改正等について 4 平成29年（不）第1号事案に係る裁決について 5 北海道行政職員及び公立小中学校学校事務職員採用試験最終合格決定基準の一部改正について 6 組織機構改正等に伴う人事委員会規則の一部改正等について

(3) 事務局

ア 職員数

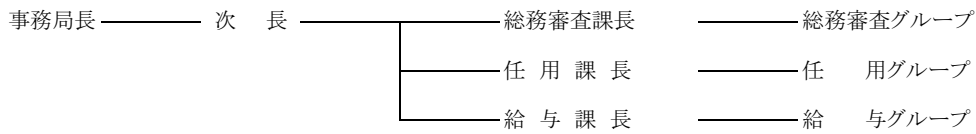
(単位：人)

部次長級 以上	課長級	主幹級	主査級	一般職員	その他職員	計
2	3	4	10	12	4	35

※その他職員～再任用短時間職員

※H29.4.1現在

イ 組織図



ウ 平成29年度予算

(単位：千円)

委員・ 職員費	一般庶務 事務	採用試験等 実施事務	給与勸告 事務	公平審査等 実施事務	労働基準法 等施行事務	合 計
289,630	9,384	19,114	2,014	1,749	788	322,679

(4) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

年 月 日	活動内容（会議名等）	開催地
平成29年4月13日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成29年4月24日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議	宮城県仙台市
平成29年4月28日	十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議	静岡県静岡市
平成29年6月22日	全国人事委員会連合会総会	東京都
平成29年7月20日	十六都道府県人事委員会協議会事務局長会議	埼玉県さいたま市
平成29年8月10日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成29年8月29日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議	秋田県秋田市
平成30年2月5日	全国人事委員会連合会役員会	東京都

2 任用関係事務

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格発表日
A区分(5月) 一般行政・教育行政	平成29年5月14日	平成29年6月5日～14日	平成29年7月8日～15日	平成29年8月9日
A区分(5月) 総合土木A(新方式)	平成29年5月14日	平成29年6月8日	平成29年7月14日	平成29年8月9日
A区分(6月) 警察行政	平成29年6月25日	平成29年7月16日～18日		平成29年8月9日
A区分(6月) 技術系	平成29年6月25日	平成29年7月19日～21日		平成29年8月9日
A区分(9月) 一般行政・教育行政	平成29年9月24日	平成29年10月19日～22日	平成29年11月22日～23日	平成29年12月13日
A区分(9月) 警察行政・技術系・公立小中学校事務	平成29年9月24日	平成29年10月26日～28日		平成29年11月17日
B区分 一般行政・教育行政・警察行政・公立小中学校事務	平成29年9月24日	平成29年10月25日～11月10日		平成29年11月29日
B区分 技術系	平成29年9月24日	平成29年10月21日～22日		平成29年11月8日
C区分	(書類選考)	平成29年10月7日～9日	平成29年11月25日～26日	平成29年12月13日
警察官試験(A区分)第1回	平成29年5月14日	平成29年6月17日、18日、24日		平成29年7月31日
警察官試験(A区分)第2回	平成29年9月17日	平成29年10月28日、29日、11月5日		平成29年12月1日
警察官試験(B区分)第1回	平成29年5月14日	平成29年6月17日、18日、25日		平成29年7月31日
警察官試験(B区分)第2回	平成29年9月17日	平成29年10月28日、29日、11月5日		平成29年12月1日

イ 競争試験の実施状況

(単位:人・%)

種 類	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
A区分(5月) 一般行政・教育行政	175	1786	1609	90.1%	970	452	3.6
A区分(5月) 総合土木A(新方式)	20	46	33	71.7%	28	16	2.1
A区分(6月) 警察行政	27	165	141	85.5%	87	45	3.1
A区分(6月) 技術系	115	229	194	84.7%	122	93	2.1
A区分(9月) 一般行政・教育行政	30	667	479	71.8%	170	37	12.9
A区分(9月) 警察行政・技術系・公立小中学校事務	34	304	225	74.0%	108	49	4.6
B区分 一般行政・教育行政・警察行政・公立小中学校事務	125	1055	846	80.2%	463	232	3.6
B区分 技術系	59	179	150	83.8%	118	109	1.4
C区分	138	760	760	100.0%	443	160	4.8
警察官試験(A区分)第1回	195	1380	1087	78.8%	441	225	4.8
警察官試験(A区分)第2回	55	906	521	57.5%	187	66	7.9
警察官試験(B区分)第1回	55	1407	1053	74.8%	354	139	7.6
警察官試験(B区分)第2回	145	2033	1381	67.9%	524	219	6.3

(2) 採用選考の実施状況

(単位:人)

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	その他	計
部長及びその相当職		0	0	0	0	0
次長及びその相当職		0	0	0	0	0
課長及びその相当職		0	0	0	0	0
上記以外の職		9	4	2	6	21
合 計		9	4	2	6	21

(注)職員任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において採用選考している職を除く。

(3) 昇任選考の実施状況

(単位:人)

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	その他	計
部長及びその相当職		0	0	0	0	0
次長及びその相当職		0	0	0	0	0
課長及びその相当職		0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

(注)職員任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において昇任選考している職を除く。

平成29年 給与勧告等の概要

平成29年10月6日
北海道人事委員会

〔本年の給与勧告のポイント〕

月例給、ボーナスともに4年連続の引上げ

- 民間給与との較差を踏まえ、給料表の水準を引上げ
- 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.1月分）、勤勉手当に配分

《給与関係》

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の約15,000人の個人別給与を実地調査
- ・ 公務と民間との4月分給与について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等と同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により比較
- ・ 特別給（ボーナス）については、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

〔給与の較差等〕

＜月例給＞

民間給与 A	職員給与 B	較差 (A-B)
384,909円	減額前 384,395円	514円 (0.13%)
	減額後 380,105円	4,804円 (1.26%)

＜特別給(ボーナス)＞

民間	職員
4.39月	4.30月

(注)「減額前」は給与の減額措置がないものとした場合

2 本年の給与改定

月例給及び特別給に係る公民較差等の状況や、人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について次のとおり改定

(1) 給料表

人事院勧告の内容に準じて引上げ（行政職給料表の場合…初任給を1,000円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他の層は400円の引上げを基本に改定）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給月数を0.1月分引上げ（4.3月→4.4月、引上げ分は勤勉手当に配分）

＜一般の職員の場合の支給月数＞

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月(現行どおり)	1.375月(現行どおり)	2.6月(現行どおり)
勤勉手当	0.85月 → 0.90月	0.85月 → 0.90月	1.7月 → 1.8月
合計	2.075月 → 2.125月	2.225月 → 2.275月	4.3月 → 4.4月

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引上げ(100円～500円)

(4) 実施時期

平成29年4月1日から実施

◇ 改定額（改定率）〔一般行政職〕

給料	はね返し分※	合計
478円	6円	484円 (0.13%)

※地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の増加分

◇ 平均給与等〔一般行政職〕（給与の減額措置がないものとした場合）

平均年齢	改定前の平均給与月額	改定額	改定後の平均給与月額
43.3歳	376,799円	484円	377,283円

＜参考＞

平均年間給与
4.5万円増

《公務運営関係》

1 採用から退職までの視点に立った人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 今後も一定の採用者数が見込まれることから、受験者確保に向けた取組を引き続き行う。また、採用者確保が困難な土木職について、本年度新たな試験区分を創設し一定の成果が見られたことから、その有効性について検証していく
- ・ 現行の試験制度が5年を迎えることから、新たな課題に対応すべく、試験の実施方法などについて任命権者と検証を行っており、必要な措置について反映していく
- ・ 近年、採用者数が増えたことから、新規採用職員に対する研修など人材育成の充実や、各職場におけるサポート体制の整備について検討することが必要

(2) 女性の活躍推進

- ・ 女性職員の活躍推進に向けて、任命権者が行っている人事制度の整備や、職員の意識啓発などの取組を継続することが必要

(3) 再任用職員の能力活用

- ・ 再任用職員の配置に当たっては、職員がそれまで培ってきた能力や経験を活用する観点から、役付職員への再任用に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要

2 その他の勤務環境に関する課題

(1) 両立支援制度の活用

- ・ 仕事と家庭の両立のため、子育て支援の取組を着実に進めるとともに、家族の介護を支援する取組を行うことが必要

(2) 働き方改革の推進

- ・ 長時間労働の抑制のため、業務の取捨選択や省力化、業務分担の柔軟な変更や業務の平準化などの取組を行うことが必要。教員については、適切な勤務時間の把握や、事務処理業務、部活動指導業務の負担軽減などの具体的な取組を検討・実施することが必要
- ・ フレックスタイム制やテレワークなど、柔軟で多様な勤務形態の検討や取組を進めることが必要

(3) 適切な職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策の柱であるストレスチェック制度の周知徹底を図るとともに、分析結果を活用して職員の健康管理に努めることが必要

(4) 服務規律の確保

- ・ 不祥事等の再発防止に向けた取組を徹底するとともに、職場研修等により職員の倫理意識の向上に努めることが必要

5 勤務条件についての措置要求

(1) 係属状況

	係属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新 規	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部容認	一部容認	全部否認		
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要 求 者	要 求 内 容	完結年月日	判 定
事案なし				

(3) 完結事案の概要

事案なし

6 不利益処分についての審査請求

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分											
降 給											
降 任											
休 職											
分限免職											
懲戒処分											
戒 告											
減 給											
停 職											
懲戒免職		1	1						1	1	
転 任											
そ の 他		2	2	1						1	1
計		3	3	1					1	2	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	請求人	処 分 の 内 容	完結年月日	判 定
平成29年（不）第1号	教育委員会	高等学校教員	懲戒免職	平成30年3月22日	処分承認

(3) 完結事案の概要

ア わいせつ行為：平成29年（不）第1号（請求者 高等学校教員）

<事案の概要>

夜間、女子生徒を保護者に無断で自家用車の車内に同伴し、性的な欲求を満たす目的で、生徒に抱きしめながらキスをした。

<判定の要旨>

◇処分承認

1回目深夜の行為は、女子生徒から相談の連絡を受けて対応し、その延長でキスや抱擁に及んだものであるが、2回目夜の行為は、請求者自ら積極的に当該生徒に連絡し、能動的にキスや抱擁に及んだものといわざるを得ず、請求者の性的欲求を満足させることを目的として、当該生徒が精神的に不安定な状態に乗じて行われたものと認められることから、北海道青少年健全育成条例に違反する「わいせつな行為」に該当する。

7 労働基準監督機関としての職権の行使

(1) 対象事業場

区 分	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	286	230	516

(2) 特定機械等の設置及び検査状況（平成29年度末現在）

区 分	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	合 計
前年度末設置数 A	685	236	1	3	925
落成検査実施数 B	18	0	0	0	18
変更検査実施数	0	0	0	0	0
使用再開検査実施数	7	0	0	0	7
廃止数 C	30	3	0	0	33
今年度末設置数 A+B-C	673	233	1	3	910

8 公平委員会の事務の受託

団 体 名	受託年月日
北海道市町村職員退職手当組合	昭和37年9月1日
北海道市町村備荒資金組合	昭和37年9月1日
北海道市町村総合事務組合	昭和37年9月1日
苫小牧港管理組合	昭和40年11月1日
石狩湾新港管理組合	昭和53年11月1日